

警察手帳の取扱いに関する訓令

[最終改正 平成26. 12. 26 京都府警察本部訓令第24号]

(目的)

第1条 この訓令は、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）に基づき、警察手帳の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与事務)

第2条 警察手帳の貸与事務は、装備課長が行うものとする。

(証票)

第3条 証票に記載する警察官の階級の英訳は、別表のとおりとする。

2 証票の番号は、職員番号とする。

(警察手帳の取扱いの厳守事項)

第4条 警察官は、警察手帳の取扱いについて、特に次の事項を厳守しなければならない。

(1) 理由のいかんを問わず、他人に貸与しないこと。

(2) 常にていねいに取扱い、遺失し、若しくは盗難にかかり、又は破損しないようにすること。

(3) 名刺入れには、常に名刺を入れておくこと。

(4) 警察手帳には、定められたもの以外のものを挿入しないこと。

(盗難、遺失等の届出及び報告)

第5条 警察官は、警察手帳を遺失し、若しくは盗難にかかり、又は破損したときは、速やかに所属長に届出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた所属長は、警察手帳遺失（盗難）事故報告書（別記様式）に資料を添えて、速やかに警察本部長に報告しなければならない。

(貸与換え等)

第6条 警察手帳は、次に掲げる理由が生じた場合及び前条第1項の場合に、所属長の申請に基づき貸与換えを行うものとする。

(1) 警察手帳の本体、記章又は証票が著しく汚損又は破損したとき。

(2) 階級又は氏名に変更が生じたとき。

(返納)

第7条 所属長は、退職、免職、貸与換え等により警察手帳の返納があつたときは、その都度、装備課長に送付しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和36年5月16日から施行する。

別表

英 訳

r a n k : 警 視 監 S e n i o r C o m m i s s i o n e r
警 視 長 C o m m i s s i o n e r
警 視 正 A s s i s t a n t C o m m i s s i o n e r
警 視 S u p e r i n t e n d e n t
警 部 C h i e f I n s p e c t o r
警 部 補 I n s p e c t o r
巡 査 部 長 S e r g e a n t
巡 査 P o l i c e O f f i c e r

n a m e : ヘボン式ローマ字で「氏」を先に「名」を後に書く。

別記様式

京都府警察本部長 殿

第 号
年 月 日
長

警察手帳遺失（盗難）事故報告書

みだしのことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事故者の所属、係別、階級、氏名、年齢
- 2 事故年月日時
- 3 証票の番号、貸与年月日
- 4 事故場所
- 5 事故の状況
- 6 事故後の措置
- 7 所属長意見